

USPTO が Issue Fee 納付後に IDS を考慮するパイロットプログラム(QPIDS)を試行する

2012年05月14日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

IDS の提出は、以下に示すように、提出時期に応じて要件が異なります。

【IDS の提出時期と留意すべき要件】

- ① 出願から3ヶ月以内、又は 1st OA 発行までのうち何れか遅い方まで (37 CFR 1.97(b))
- ② Final OA 又は Notice of Allowance 発行まで (37 CFR 1.97(c))
 - statement の提出 (37 CFR 1.97(e)(1) *1 もしくは (2) *2)、または所要の費用の支払 (37 CFR 1.17(p)) が必要。
- ③ Issue Fee の納付まで (37 CFR 1.97(d))
 - statement の提出 (37 CFR 1.97(e)(1) *1 もしくは (2) *2) と、所要の費用の支払 (37 CFR 1.17(p)) の双方が必要。
- ④ **Issue Fee の納付後、特許発行まで (MPEP § 609 III.B(4))**
 - IDS を提出しても審査官には考慮してもらえない。特許発行取下を求める petition を提出 (37 CFR 1.313(c)(2), (3)) し、継続出願手続または RCE 手続が必要。
- ⑤ 特許発行後
 - 審査官に考慮はされないが、情報を包袋に含めることが可能 (37 CFR 1.501)。審査官に考慮してもらうためには、再審査手続 (37 CFR 1.510) が必要。

上記の④のように、Issue Fee の納付後であって特許発行までの時期の場合、情報を審査官に考慮してもらうためには、継続出願または RCE 手続が必要となります。このような再出願手続を行った場合、最終的に特許発行されるまでに要する時間が長くなってしまいます。

上記事情に鑑み、2012年5月10日に、USPTO は、Issue Fee 納付後に IDS を審査官に考慮してもらうためのパイロットプログラム (Quick Path Information Disclosure Statement (QPIDS) pilot program) を試行し、compact prosecution 及び pendency reduction に努める旨を公表

しました。*1 これについて、以下に、簡単に説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 LINK: <http://www.uspto.gov/news/pr/2012/12-32.jsp>